

とべZOO「ふるさと一押しグルメ」PR事業実施要領

1 目的

県内各地のご当地グルメ等特産品（以下「弁当・おやつ等」という。）をとべ動物園内で提供することにより、来園者の飲食等に関するサービスを向上させ、来園者数の増加に寄与するとともに、併せて、市町の特産品のPR、販売促進及び観光案内を支援し、本県産業の振興に寄与する。

2 PR（販売）できる弁当・おやつ等

- (1) 当該市町の特産品が用いられているものであること。
- (2) 調理済み又は調理不要のものであること。
- (3) 衛生面に十分に注意して製造・販売されるものであること。
- (4) 市町キャラクターグッズ等地域オリジナルの物産であること。

3 実施期間

令和元年10月～令和2年3月末

（毎週土曜日、日曜日及び祝日（12/29～1/1を除く。））

4 実施場所

管理棟横広場特設ブース（屋外テント）とする。

5 ブース仕様（予定）

- (1) ブースサイズ（テント1～2面）
1個あたり 間口3.6m×奥行2.7m ※テントの設営撤去は県が実施
- (2) 用意されている資材
長机 6本、パイプ椅子 10脚
- (3) 電気 使用する場合には別途相談
- (4) 給排水について 給水は管理棟

6 PR（販売）時間 開園時間（9:00～17:00）とする。

7 実施方法

- (1) 弁当・おやつ等を販売しようとする市町は、とべZOO「ふるさと一押しグルメ」PR申請書を、実施しようとする2週間までに、愛媛県土木部道路都市局都市整備課に提出しなければならない。
- (2) 県は、市町からの要望内容を審査のうえ、必要であれば日程など所要の調整を行い、要望のあった市町に対して、実施日等を通知するものとする。
- (3) 県は、出展料を徴集しない。
- (4) 県は、弁当・おやつ等のPR（販売）に必要な机、椅子等を無償で提供するものとする。

(5) 弁当・おやつ等については、各市町の責任において管理する。

8 禁止事項

弁当・おやつ等のPR（販売）に際して、次の行為は行ってはならない。

- (1) 火気の使用（IHを除く）
- (2) 寄付等の勧誘

9 実績報告

弁当・おやつ等をPR（販売）した市町は、実施の日から2週間以内に、とべZOO「ふるさと一押しグルメ」PR申請書市町一押しグルメPR実績報告書を県に提出しなければならない。

10 とべ動物園との連携

弁当・おやつ等を販売する市町は、各市町の広報誌等を活用して開催日等を告知するなど、効果的な事業実施に努めるものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。